

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	情報システム課
委託業務名	保険系業務システム運用保守業務
委託業務場所	大津市御陵町 3 番 4 号
概要	大津市情報システム最適化事業で導入された「保険・年金・介護業務システム」の運用保守業務ならびにバッチ処理等の日常的な運用サポート業務を行なう。また、各システムにおける環境設定やソフトウェアの運用保守業務。
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約金額	1 2 3, 1 4 9, 5 7 6 円
契約の相手方	[所在地] 大津市中央二丁目 2 番 6 号 [名称] 富士通株式会社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	当該業者は、大津市情報システム最適化事業で導入された「保険・年金・介護業務システム (MICJET 国保年金システム及び、MCWEL 介護保険システム)」のパッケージシステム開発元業者であり、本システムの保守について当該業者以外が行うことができない。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。